

『町田市住みよい街づくり条例』

『早期周知による街づくり』の手引き

別冊「説明会実施マニュアル」
「協議手続の手引き」を整備しています。
(2022年4月1日付条例・規則全部改正に伴う改正版)

町 田 市

目 次

はじめに	4
「早期周知による街づくり」とは	4
1. 「大規模土地取引段階における街づくり」とは	5
(1) 手続きの対象	6
(2) 市からの協力要請について	6
(3) 手続きの流れ	7
2. 「開発等構想段階における街づくり」とは	8
(1) 手続きの対象	9
(2) 「関係住民等」とは	10
(3) 手続きの流れ（関係住民等と事業者との協議）	11
(4) 手続きの流れ（市と事業者との協議）	12
(5) 事前相談、「標識」の設置及び届出について	13
(6) 「説明会」の開催等について	14
(7) 関係住民等と事業者との「協議」について	15
(8) 市と事業者との「協議」について	16
(9) 「まちづくり調整協議会」について	17
(10) 市が行うことができる「助言又は指導」について	17
(11) 「協議回答書」とは	17
(12) 「規則で定める申請手続」とは	18
3. 書類作成の手引き	19
(1) 一般事項	19
(2) 添付書類及び添付図書	19
4. 主管部課一覧表	23
5. 資料	24
住みよい街づくり条例のあらまし	24
町田市住みよい街づくり条例	26
町田市住みよい街づくり条例施行規則	37
6. 「早期周知による街づくり」の手続様式一覧	47

はじめに

町田市では、地域や地区の特性を活かした街づくりを推進するため、「町田市住みよい街づくり条例（以下「条例」という。）」を制定いたしました。

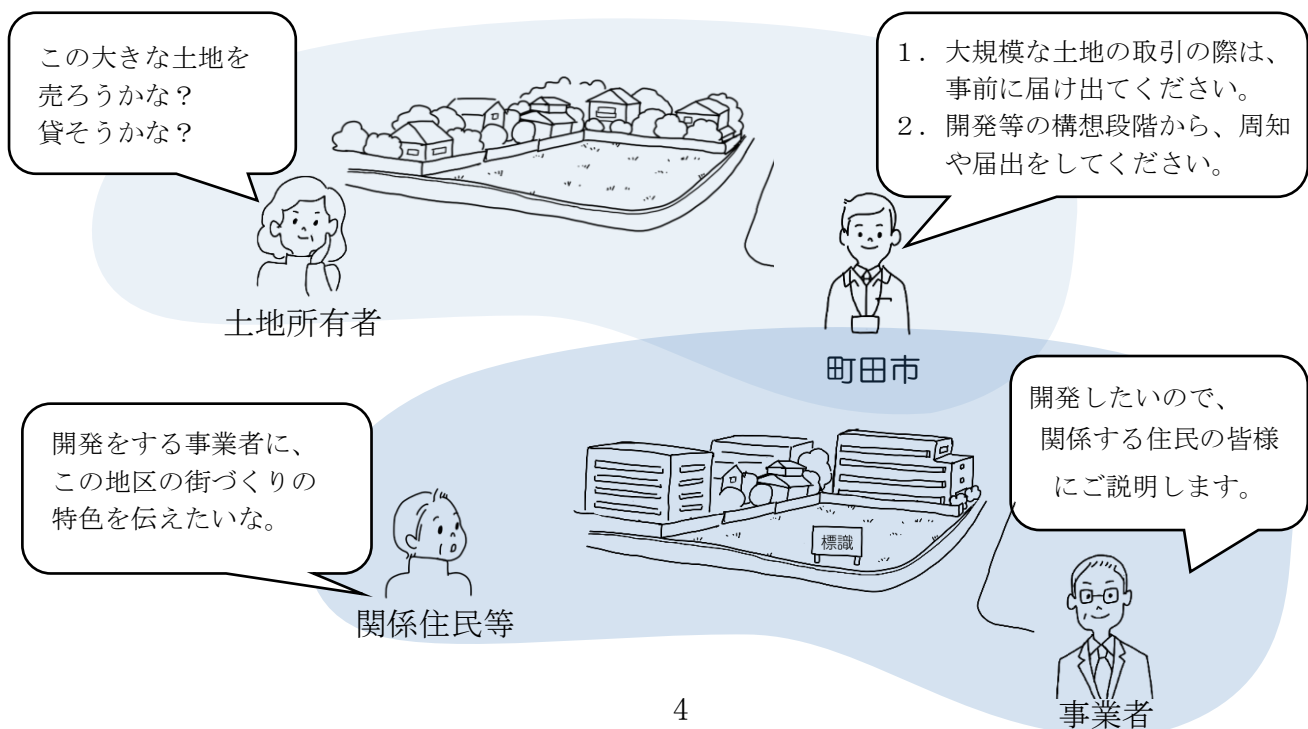
この条例は、市民、事業者及び市それぞれの役割及び責務を明らかにし、地区の特性を活かした個性ある街づくりを推進することを目的としています。

この手引きは、条例の「街づくり活動の推進」及び「早期周知による街づくり」の2つの「街づくり」のうち、「早期周知による街づくり」に必要な手続きについて説明したものです。

この手引きが、条例の基本理念や目的の理解を深め、市民及び事業者の皆さまがお互いの立場や責務を尊重し、地区街づくりの視点から話し合いにより「住みよい街づくり」を実現していく一助となれば幸いです。

「早期周知による街づくり」とは

早期周知による街づくりは、大規模土地での土地利用転換や、一定規模以上の開発行為や建築行為について、土地利用計画づくりの早い段階で市や市民の作成した街づくりの方針を共有し、地区の特性を活かした街づくりの実現を目指す取り組みです。「早期周知による街づくり」では、「大規模土地取引段階における街づくり」及び「開発等構想段階における街づくり」における手続きによって、地域の環境に調和する街づくりを目指します。



1. 「大規模土地取引段階における街づくり」とは

【条例第3章第1節】

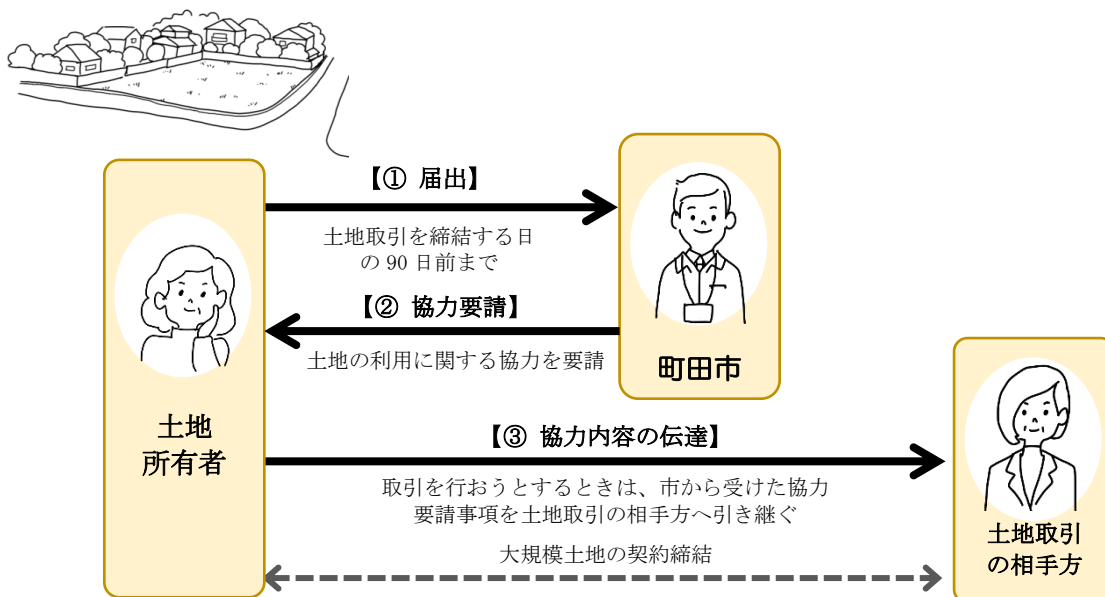
土地取引段階に市へ届出し、市は市民等が作成した「まちビジョン」や「町田市都市づくりのマスタープラン」などの街づくり方針を土地所有者の皆さまへ伝える手続き（協力要請）を行うことで、土地所有者の皆さまや土地取引相手の皆さまへその地区における街づくりの方向性を伝え、その後の土地利用計画へつなげていただくために定めたものです。

土地所有者の皆さまは、自らが関係する地区の街づくりに関与する権利・責務を有しています。

「街づくり活動に協力する」として、市へ届出や協力要請の受理及び土地取引の相手方への協力要請の伝達などの手続きを行ってください。

土地取引相手の皆さまも、同様に「街づくり活動に協力する」立場として、市からの協力要請について、取引段階から土地所有者の皆さまを通じて知り、その後の土地利用計画等に活かしてください。

□制度のイメージ



(1) 手続きの対象

【条例第11条】

市内における5,000㎡以上の土地取引が手続きの対象となります。

※一体的に利用できる連続した土地であって、その面積の合計が5,000㎡以上のものを「大規模土地」といい、大規模土地の所有者の皆さまは、当該大規模土地に係る土地取引を行おうとするときは、当該土地取引を締結する日の90日前までに、『大規模土地取引届出書（第20号様式）』を市に届け出てください。

(2) 市からの協力要請について

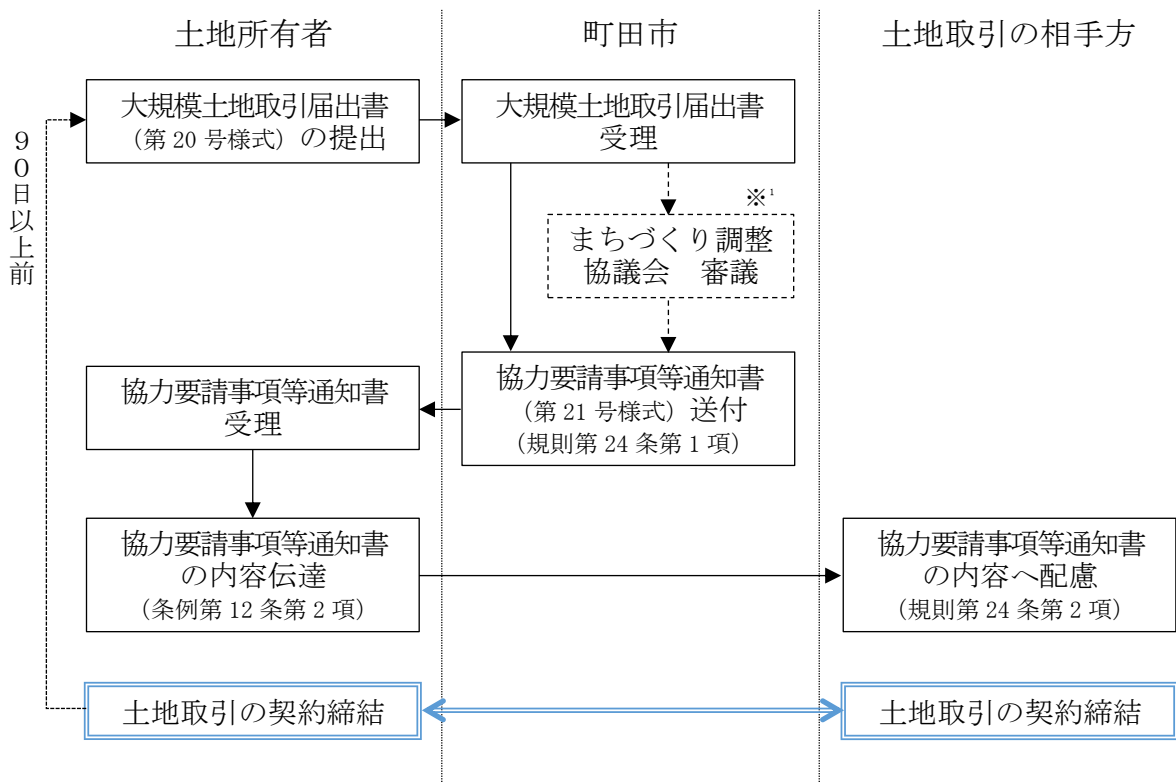
【条例第12条】

土地所有者の皆さまには、「大規模土地取引における街づくり」のを通じ、市から地区街づくりに関する協力要請事項などをお伝えします。

また、土地取引の際は、あらかじめ土地取引を行う相手方に対し、市からの協力要請事項をお伝えてください。

※協力要請の内容は、市民などが作成した「まちビジョン」や「都市づくりのマスタープラン（2022年3月策定）」などに掲げる地区の街づくり方針をお伝えします。

(3) 手続きの流れ



※¹ : 案件によっては、まちづくり調整協議会¹へ付議の上、「協力要請事項等通知書」を送付いたします。

¹ 「まちづくり調整協議会」の詳細については、手引きP17『「まちづくり調整協議会」について』を参照してください。

2. 「開発等構想段階における街づくり」とは

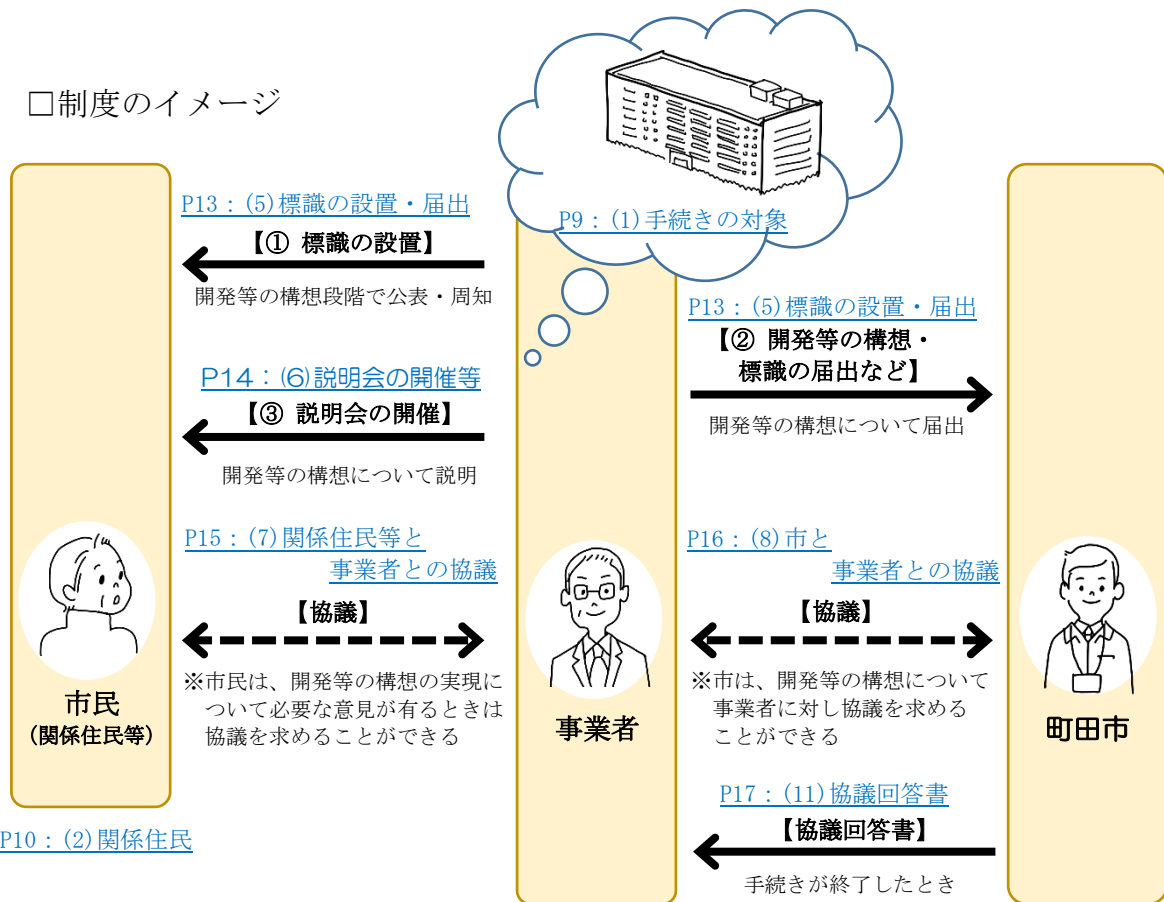
【条例第3章第2節】

事業者も「街づくりを担う地域社会の一員」と捉え、市民（関係住民等）や市に情報を公開し、市民（関係住民等）や市からその地区の街づくりの方向性を伝えられるようにすることで、事業者が地区の特性を早期に把握し、開発等の計画づくりに反映しやすくなるとともに、開発等の事業後も見据えた街づくりを可能とすることを目的に定めるものです。

事業者の皆さまは、「街づくりを担う地域社会の一員」として、開発行為等や建築行為が市民（関係住民等）の生活環境及び居住環境に与える影響に十分配慮することが望まれます。そのため土地の有効利用や建築物の機能面を追求するだけでなく、地区に暮らす住民の意見に耳を傾けて協働の姿勢により街づくりを進めていただきたいと考えています。よって、この条例で規定する「説明会」や「協議」においては、事業者の皆様が地区の特性に配慮した計画（構想）や取り組みについて、誠意を持って伝えてください。

関係住民等の皆さまは、日頃から身近な地区の住環境に関心を持ち、街づくりを意識しましょう。建築物等は、建築基準法等関係法令に適合している場合に建てるのが可能です。お住まいになっている地区の用途地域などを理解して、どのような建物を建てるのが可能かを知っておくことも大切です。この条例では、街づくりを協働で進めていくための仕組みとして、説明会の開催や協議の対応などを事業者にお願いしております。したがって、事業者が事前に情報公開を行う開発等は、法令に適合する構想計画であることを念頭に置き、説明会や協議の場においては、相互の立場をよく理解し、地区街づくりの視点から協働で街づくりを実践してください。

□制度のイメージ



(1) 手続きの対象【条例第13条】

次に掲げる開発行為等及び建築行為（以下「開発等」という）が対象です。

本条例の手続は、構想の変更が可能な時、かつ、規則で定める申請手続※²（開発申請・確認申請等）を行う前に行ってください。

- ① 1ヘクタール以上の開発行為等
- ② 延べ床面積が3000㎡以上の建築行為※³
- ③ 戸数50戸を超える集合住宅に係る建築行為※³
- ④ 大規模土地取引段階における街づくりで届出した大規模土地に係る開発等であって、市長が定めるもの
- ⑤ 市長が必要と認める開発等

※² 詳細は手引きP18「(12)「規則で定める申請手続」とは」を参考にしてください。

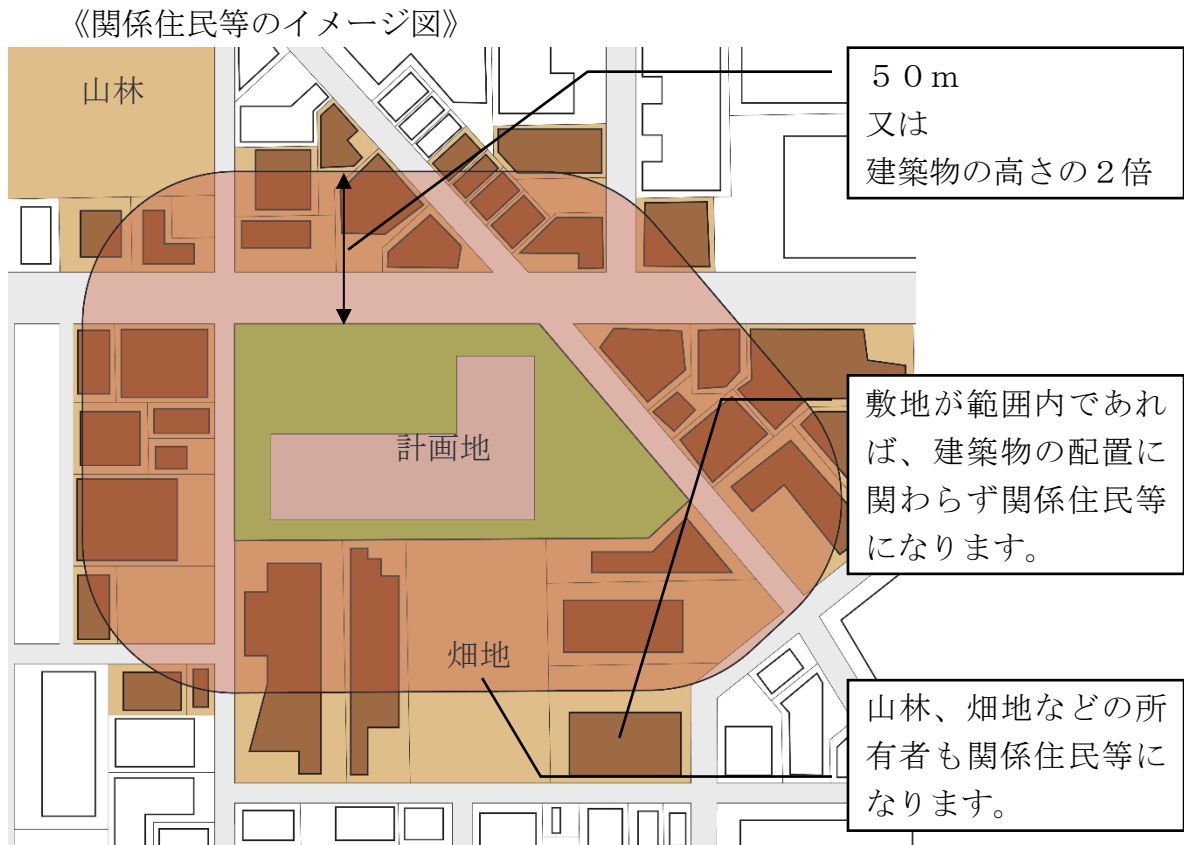
※³ この節でいう「建築行為」とは、外観の変更を伴うこととなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を除いたものです。

(2) 「関係住民等」とは

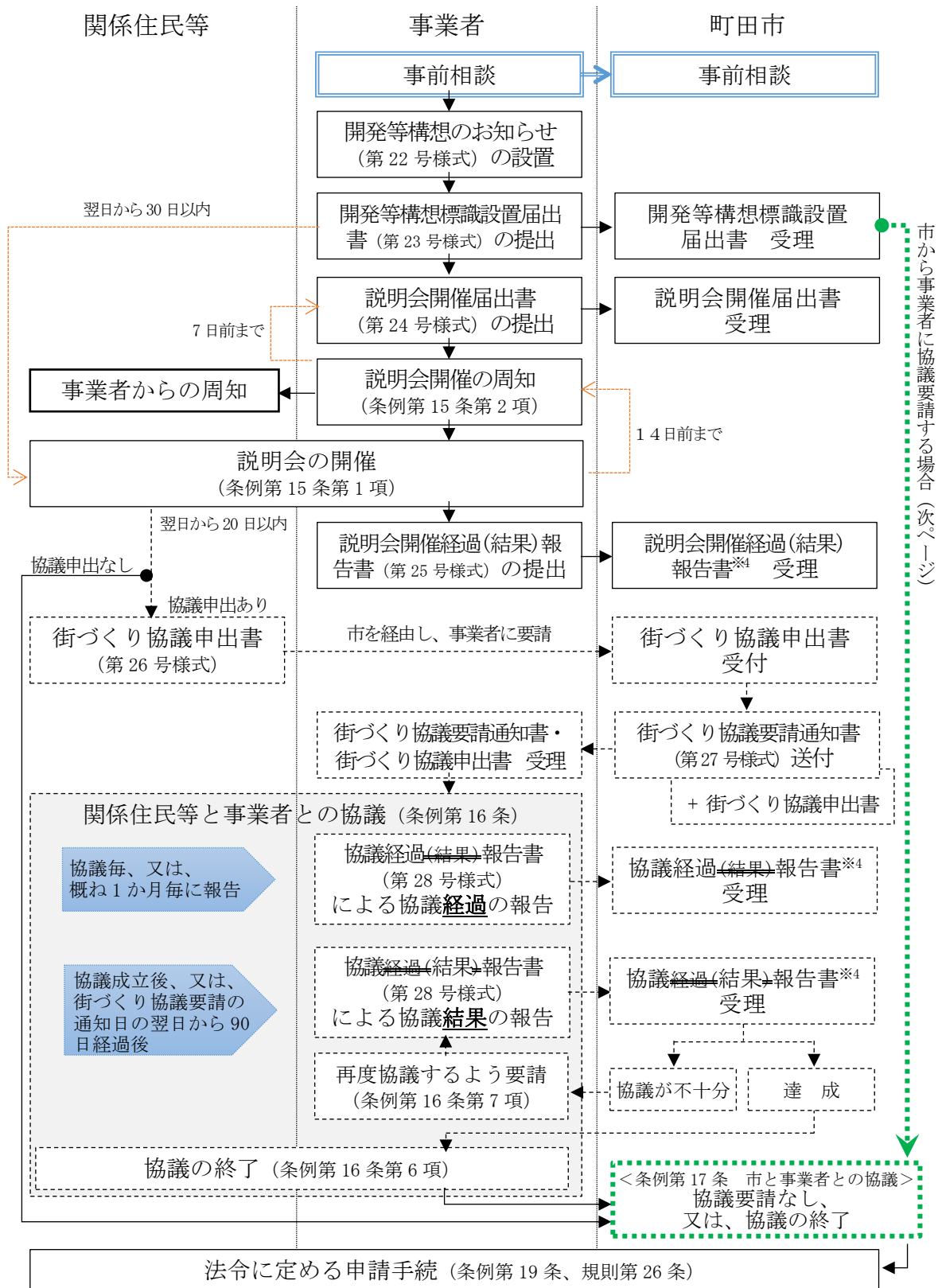
【規則第25条】

「関係住民等」とは次に掲げるいずれかに該当する者となります。
事業者は関係住民等に対し、開発等の構想についての説明会を開催します。
また、事業者に対して開発等の実現について協議を求めることができます。

- ① 開発等の敷地境界線から、当該開発等に係る建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者
- ② 開発等の敷地境界線から50メートルの水平距離の範囲内に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者
- ③ 開発等の構想の対象となる区域の全部又は一部をその区域とする町内会、自治会等であって、市長が認めるもの
- ④ そのほか、市長が認める者

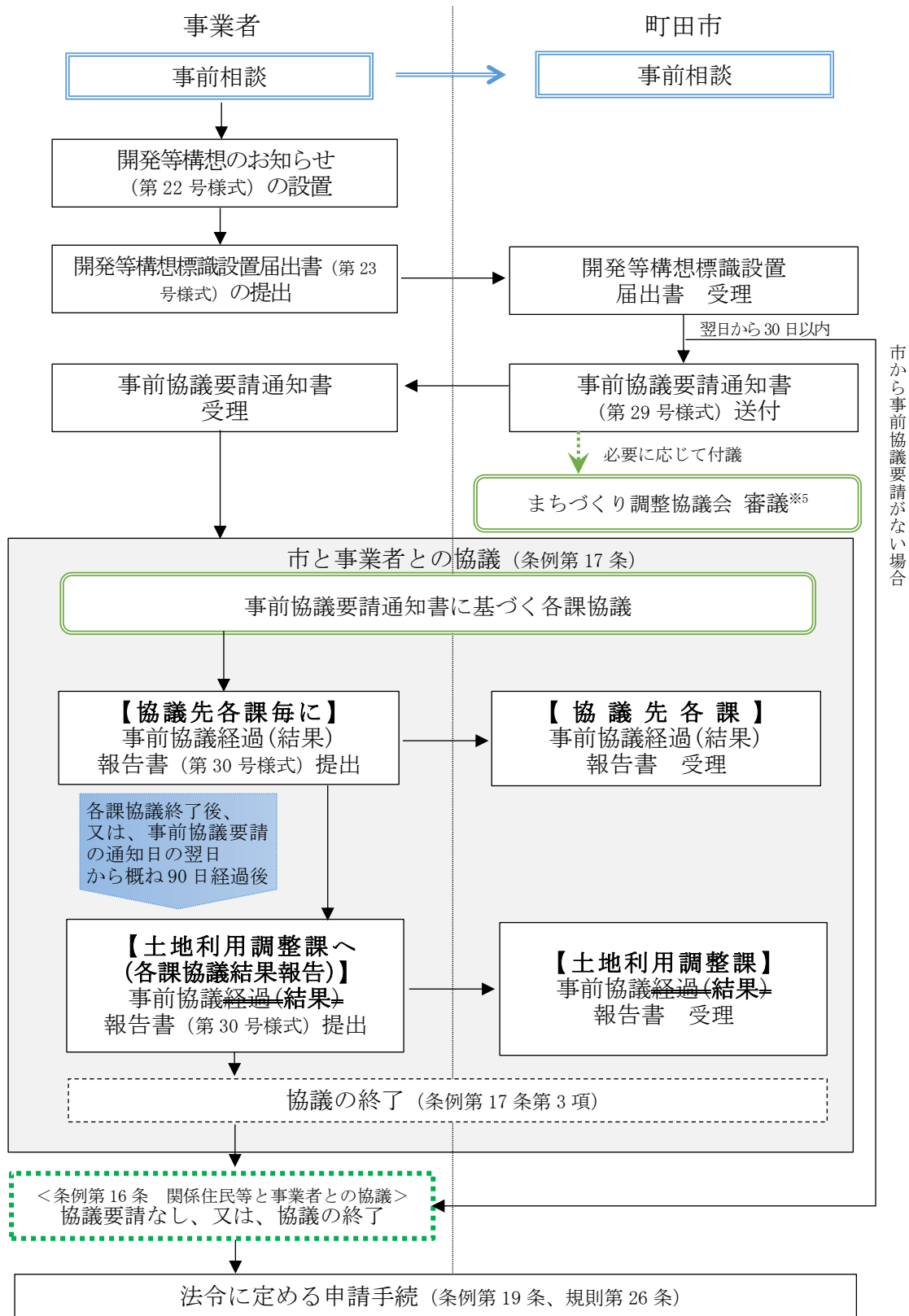


(3) 手続きの流れ (関係住民等と事業者との協議)



※⁴ 条例第18条の規定に基づく市長による「助言又は指導」は、必要に応じて行います。

(4) 手続きの流れ（市と事業者との協議）



※⁵ 「まちづくり調整協議会」の詳細については、手引きP17『「まちづくり調整協議会」について』を参照してください。

(5) 事前相談、「標識」の設置及び届出について

【条例第14条】

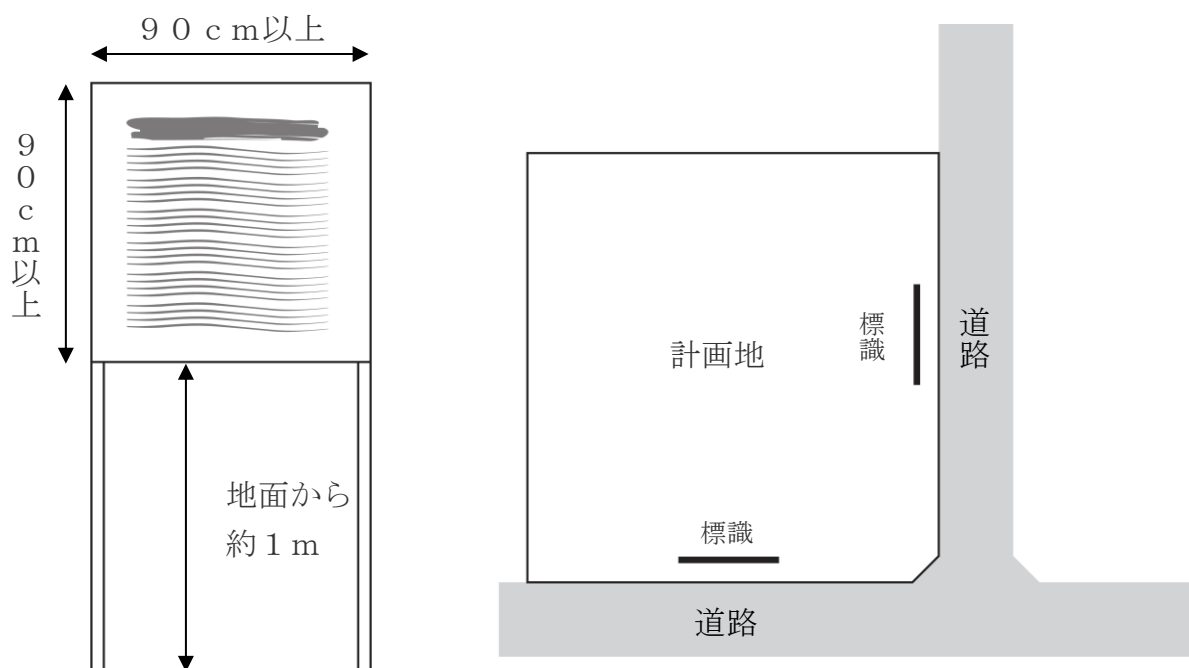
<事前相談について>

- ① 条例第14条による標識の設置に先立ち、関係住民等の判断の根拠となる範囲、説明会の会場、日程、開催の周知方法などについて、事前に土地利用調整課に相談してください。

<標識設置及び届出について>

- ② 事前相談後に事業者は、道路（建築基準法第42条による道路）に接する見やすいところに標識『開発等の構想のお知らせ』（第22号様式）を設置してください。2以上の道路に接する場合は、それぞれの接するところに設置します。地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置してください。【規則第27条第2項】
- ③ 標識設置後は、『開発等構想標識設置届出書』（第23号様式）を市に届け出てください

《標識設置のイメージ図》



(6) 「説明会」の開催等について

【条例第15条】

- ① 標識設置を届け出た日の翌日から起算して30日以内に、説明会を開催してください。
【規則第28条第1項】
- ② 説明会の開催日の14日前までに関係住民等に周知してください。
【規則第28条第3項】
- ③ 周知を開始する日の7日前までに、『説明会開催届出書』（第24号様式）を市に届け出てください。
【規則第28条第2項】
- ④ 説明会開催後は、『説明会開催経過（結果）報告書』（第25号様式）により速やかに市へ報告してください。
【規則第28条第5項】
- ⑤ 説明会においては、次に掲げる事項について説明してください。
【規則第28条第4項】
 - ◎開発等の構想の概要
 - ◎条例第16条第2項に規定する協議に関する事項
 - ◎そのほか、市長が必要と認める事項

※その他の注意事項

- ◎詳しくは別冊「早期周知による街づくり説明会実施マニュアル」をご覧ください。
- ◎説明会においては相互の立場を理解し、会の秩序を維持するようにしましょう。
- ◎説明会においては、関係住民等に分かりやすく伝えられるように努めて説明してください。

(7) 関係住民等と事業者との「協議」について

【条例第16条】

事業者は説明会後に関係住民等から協議の要請があったときは、協議を行わなければなりません。協議を行う際は、関係住民等及び事業者は、条例第2条に規定する基本理念に基づき、地区街づくりの観点からの協議となるよう努めてください。

- ① 協議の要請をしようとする関係住民等は、原則として代表者を定めた上で、『街づくり協議申出書』（第26号様式）を説明会の開催された日の翌日から起算して20日以内に市に提出してください。

【規則第29条第2項】

- ② 上記①が提出されたときは、事業者へ『街づくり協議要請通知書（第27号様式）』により、協議の申し出があったことを通知します。

※『街づくり協議申出書』と合わせて通知します。

【規則第29条第3項】

- ③ 事業者は、協議を申し出た関係住民等と協議を進めてください。協議を行ったときは、協議の経過及び結果等を『協議経過（結果）報告書』（第28号様式）により、関係住民等の確認後、市に報告してください。

【規則第29条第5項】

- ④ 関係住民等及び事業者は、協議の申し出のあった日の翌日から起算して90日以内に協議を終了するよう努めてください。

※協議の申出のあった日とは、②の『街づくり協議要請通知書』があった日となります。

【条例第16条第4項】【規則第29条第4項】

※その他の注意事項

◎詳しくは別冊「協議手続の手引き」をご覧ください。特に協議申出をされる関係住民等の方はご一読頂いた上で、協議申出を行ってください。

◎事業者は、協議内容を文書に残してください。

◎協議経過（結果）報告書は、必ず関係住民等の確認を受け、必要に応じて「いつ・誰に」確認していただいたか等を記録してください。

(8) 市と事業者との「協議」について

【条例第17条】

事業者は『開発等構想標識設置届出書』(第23号様式)を市に届出した後に、市から協議の要請があったときは、協議を行わなければなりません。

- ① 市から協議の要請をしようとするときは、事業者に対して『事前協議要請通知書』(第29号様式)を標識の設置された日の翌日から起算して30日以内に通知します。

【規則第30条第1項】

- ② 市及び事業者は、協議の要請のあった日の翌日から起算して90日以内に協議を終了するよう努めるものです。

【条例第17条第3項】

- ③ 事業者は、協議を申し出た各課と協議を進めてください。協議が終了したら結果を『~~事前協議経過~~(結果)報告書』(第30号様式)により、各課に提出してください。また、各課からの求めがあった場合は、協議の経過を『~~事前協議経過~~(結果)報告書』(第30号様式)により、各課に提出してください。

- ④ 事業者は、**土地利用調整課**に、各課との事前協議の結果を遵守事項、配慮事項、その他にまとめたものを、『~~事前協議経過~~(結果)報告書』(第30号様式)により提出してください。添付図書として、③で各課に提出した『~~事前協議経過~~(結果)報告書』(第30号様式)の写しが必要です。(P22 記載及び添付例 参照)

【規則第30条第2項】

(9) 「まちづくり調整協議会」について

「まちづくり調整協議会」とは、市のまちづくりを円滑に推進するため、市内の計画や事業等について協議を行う機関のことです。

「まちづくり調整協議会」への付議は、場所や開発等構想の内容を総合的に判断し、必要に応じて行います。

「開発等構想段階における街づくり」において付議を行う場合は、別途、市から要請します。

(10) 市が行うことができる「助言又は指導」について

【条例第18条】

市は、以下の報告を受けた場合で、「まちだ未来づくりビジョン2040」、「町田市都市づくりのマスタープラン」、「まちビジョン」に定められた内容に照らし、必要があると認められるときは関係住民等及び事業者に対し、「助言又は指導」を行うことができます。

- ① 説明会開催経過（結果）報告書（条例第15条第4項）
- ② 街づくり協議経過（結果）報告書（条例第16条第5項）

(11) 「協議回答書」とは

【規則第32条】

市は、手続が終了したとき（条例第19条に規定する申請手続を行うことができるとき）に、協議事項等をまとめた「協議回答書」を事業者にお渡しします。

「協議回答書」を受領した後、本条例における手続きは発生しませんが、事業者はこれまでの協議で合意事項については遵守するとともに、市からの要請などの配慮事項等に努めて当該開発等の計画を行ってください。

(12) 「規則で定める申請手続」とは

【規則第26条】

事業者は、以下の申請手続を行う前に、開発等構想段階における街づくりの手続を行わなければなりません。

- ① 建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知
- ② 都市計画法第32条の規定による協議
- ③ 宅地造成等規制法第8条の規定による許可
- ④ 町田市市街化調整区域の適正な土地利用の調整に関する条例第13条の規定による事前相談
- ⑤ 町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第6条の規定による事前相談

3. 書類作成の手引き

(1) 一般事項

本条例に規定する大規模土地取引及び開発等を行う場合は、町田市住みよい街づくり条例施行規則（2022年4月1日施行）及び本手引きの規定に従って関係書類を作成し、審査を受けてください。

各書類の提出部数は、以下のとおりです。

番号	提出書類	提出者	提出部数	備考
大規模土地取引段階における街づくり				
①	大規模土地取引届出書	所有者	2部	第20号様式
開発等構想段階における街づくり				
②	開発等構想標識設置届出書	事業者	2部	第23号様式
③	説明会開催届出書	事業者	2部	第24号様式
④	説明会開催経過（結果）報告書	事業者	2部	第25号様式
⑤	街づくり協議申出書	関係住民等	3部	第26号様式
⑥	街づくり協議経過（結果）報告書	事業者	2部	第28号様式
⑦	事前協議経過（結果）報告書	事業者	2部	第30号様式

(2) 添付書類及び添付図書

① 大規模土地取引届出書 **【所有者】 ▶ 【土地利用調整課】**

番号	項目	内容	備考
1	大規模土地取引届出書		第20号様式
2	案内図	区域の位置、1/2, 500程度	規模に応じてわかりやすい縮尺とすること
3	平面図その他これらに類するもの		公図、地積測量図など
4	その他		市長が必要と認めたもの

② 開発等構想標識設置届出書 【事業者】 ▶ 【土地利用調整課】

番号	項目	内容	備考
1	開発等構想標識設置届出書		第23号様式
2	案内図	区域の位置、1/2, 500程度	規模に応じてわかりやすい縮尺とすること
3	標識の設置位置図	撮影位置、撮影方向がわかる	
4	標識設置状況写真	近景及び遠景、設置箇所ごと	カラーコピー可
5	町内会・自治会区域図	開発等の構想の対象となる区域	市HP (地図情報まちだ)
6	開発等構想事業計画等 ^{※6}	開発等の構想のお知らせ(第23号様式)の記載内容、開発等の目的コンセプトなど	任意書式 (A3、A4:カラー)
7	土地利用計画図	事業区域の境界、周辺の状況 (予定建築物がある場合) 想定配置規模、用途、高さなど (開発行為、宅地分譲の場合) 新設公共施設、宅地、擁壁など	
8	その他	市長が必要と認めたもの (敷地の周辺写真など)	

③ 説明会開催届出書 【事業者】 ▶ 【土地利用調整課】

番号	項目	内容	備考
1	説明会開催届出書		第24号様式
2	配布予定資料	開発等構想事業計画等 ^{※6} 、 土地利用計画図など	
3	関係住民等範囲図	住宅地図など	
4	関係住民等一覧表	土地所有者又は建物占有者若しくは所有者がわかる書類及び一覧表	
5	その他	市長が必要と認めたもの	

※別冊の「早期周知による街づくり説明会実施マニュアル」参照。

※⁶ 「開発等構想事業計画等」とは、標識に記載している内容や開発等の目的コンセプトをまとめた計画説明資料のほか、類似計画の写真など、わかりやすい書類をいいます。

④ 説明会開催結果報告書 **【事業者】** ▶ **【土地利用調整課】**

番号	項目	内容	備考
1	説明会開催経過 (結果) 報告書		第 25 号様式
2	当日説明資料		
3	出席者名簿	関係住民等、事業者とも	
4	その他	市長が必要と認めたもの	関係住民等一覧表に変更がある場合、再提出

※別冊の「早期周知による街づくり説明会実施マニュアル」参照。

⑤ 街づくり協議申出書 **【関係住民等】** ▶ **【土地利用調整課】**

番号	項目	内容	備考
1	街づくり協議申出書	3 部 (1 部は受付し返却)	第 26 号様式

※別冊の「協議手続の手引き～協議における注意事項等～」参照。

⑥ 街づくり協議経過 (結果) 報告書 **【事業者】** ▶ **【土地利用調整課】**

番号	項目	内容	備考
1	街づくり協議経過 (結果) 報告書		第 28 号様式
2	協議の要旨	報告書記載内容と別にあるとき	任意書式
3	協議資料	協議ごとに使用した資料	
4	その他	市長が必要と認めたもの	

⑦-1 事前協議経過 (結果) 報告書 **【事業者】** ▶ **【協議先各課】**

番号	項目	内容	備考
1	事前協議経過 (結果) 報告書		第 30 号様式
2	協議資料	協議ごとに使用した資料	
3	議事録	協議ごと	
4	その他	市長が必要と認めたもの	

⑦-2 事前協議経過(結果)報告書 【事業者】 ▶ 【土地利用調整課】

番号	項目	内容	備考
1	事前協議経過(結果)報告書	土地利用調整課へは結果報告のみ ※下図参照	第30号様式
2	事前協議経過(結果)報告書の写し	各課の受領印があるもの	
3	協議資料	各課・協議ごと	
4	議事録	各課・協議ごと	
5	その他	市長が必要と認めたもの	

記載及び添付例 (⑦-2 事前協議経過(結果)報告書)

記入例
第30号様式
(表面)

町田市長 様

事業者 ●●

事前協議経過(結果)報告書

記

開発等の構想	名称 位置	
協議の概要	協議日時	
	協議場所	
	事業者出席者	
	町田市出席者	※枠を大きくするか、裏面に記入
	協議終了日	※8/20(記入例裏面の場合、 ■課の最終協議日を記載)

記入例
(裏面)

町田市からの協議内容等	事業者からの回答等
以下の内容を遵守してください。(遵守事項) 1. 道路について… 2. 駐車場について… 3. 保育施設について…	左記について了承。 1. ●課と8/10協議済。 2. ▲課と8/12協議済。 3. ■課と8/20協議済。
以下の内容に配慮してください。(配慮事項) 1. 歩道について… 2. 荷捌き場について… 3. 入居時期について…	左記について了承。 1. ●課と8/10協議済。 2. ▲課と8/12協議済。 3. ■課と8/20協議済。
その他(その他事項) 1. 都市MPについて… 2. 景観指針について… 3. まちビジョン…	左記について了承。 1. ○課と8/1協議済。 2. △課と8/11協議済。 3. 住民と7/29協議済。

第30号様式

第30号様式

第30号様式
(表面)

町田市長 様

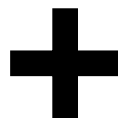
事業者 ●●

事前協議経過(結果)報告書

記

開発等の構想	名称 位置	…
協議の概要	協議日時	…
	協議場所	…
	事業者出席者	…
	町田市出席者	…
	協議終了日	…

各課
受付印



各課・協議ごと
資料及び議事録

各課・協議ごと
資料及び議事録

各課・協議ごと
資料及び議事録

4. 主管部課一覧表

主管部課名	関連事業、計画など	庁舎案内	
学校教育部 学務課	小・中学校の学区及び通学路	市庁舎 10階	
生涯学習部 生涯学習総務課	文化財保護法（埋蔵文化財）		
道路部 道路政策課	道路・橋梁の計画	市庁舎 9階	
道路部 道路管理課	道路構造、道路占用、道路自費工事、道路及び水路用地、道路交通安全施設（反射鏡等）、駐輪場		
道路部 道路維持課	道路照明		
道路部 道路整備課	都市計画道路等（主に事業決定道路）		
経済観光部 産業政策課	産業振興計画、中心市街地活性化基本方針、大規模小売店舗立地法、工場立地法		
経済観光部 農業振興課	農業振興計画、森林法、北部丘陵整備事業		
農業委員会事務局	農地転用、農業用水路		
都市づくり部 土地利用調整課 総括窓口（受付）	中高層建築物等協議、用途地域・地区計画（確認）、生産緑地、公共基準点	市庁舎 8階	
都市づくり部 都市政策課	都市づくりのマスタープラン（全般・都市計画）		
└ モノレールまちづくり推進室	多摩都市モノレール町田方面延伸		
└ 中心市街地開発推進室	中心市街地の街づくり		
都市づくり部 交通事業推進課	都市づくりのマスタープラン（交通）、駐車場関連法令		
都市づくり部 地区街づくり課	町田市景観計画、地区街づくり等の推進、土地区画整理事業		
都市づくり部 住宅課	耐震化、UR都市機構・東京都住宅供給公社関連、団地再生		
都市づくり部 建築開発審査課	開発行為及び宅地造成等の許可・違反 建築基準法、東京都建築安全条例、駐車場条例		
都市づくり部 公園緑地課	都市づくりのマスタープラン（みどり）、公園緑地、特別緑地地区、保護樹林		
下水道部 下水道経営総務課	下水道計画・施設、受益者負担金、下水道の使用料		
下水道部 下水道管理課	公共下水道施設の維持・管理、公共樹（自費工事）、排水設備、調整池・貯留槽、水路占用・自費工事		
いきいき生活部 いきいき総務課	高齢者福祉施設		市庁舎 7階
環境資源部 環境政策課	環境マスタープラン、一般廃棄物資源化基本計画		
環境資源部 環境共生課	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、 土壌汚染対策法、環境確保条例、電波障害		
環境資源部 循環型施設整備課	熱回収施設等及び資源ごみ処理施設の整備		
政策経営部 企画政策課	公共施設マネジメント、大規模な公共用地の有効活用、 まちづくり調整協議会	市庁舎 4階	
防災安全部 防災課	地域防災計画、消防水利	市庁舎3階	
子ども生活部 子育て推進課	保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設	市庁舎 2階	
市民部 市民総務課	地域センター整備		
市民部 市民協働推進課	地域経営ビジョン2030、集会所、自治会・町内会	市庁舎1階	
地域福祉部 障がい福祉課	障がい者施設		
環境資源部 ごみ収集課 環境政策課 3R 推進係	ごみ集積所、事業用建物の事業系廃棄物（床面積3,000㎡以上）	MBEC ^{*1}	
保健所 生活衛生課	墓地等の経営の許可等、旅館業法	保健所 ^{*2}	
保健所 保健総務課	医療施設	市庁舎7階	

※1 MBEC（町田バイオエネルギーセンターをいう。）：町田市下小山田町3160

※2 保健所：町田市中町2-13-3

5. 資料

住みよい街づくり条例のあらまし

住みよい街づくり条例とは

市民、事業者、市の協働により、お互いの責任や責務を尊重しながら、市民主体の街づくりを推進し、地域や地区の個性を活かした住みよい街づくりを実現していくための仕組みを条例として定めたものです。

市では、2004年に「町田市住みよい街づくり条例」を施行しましたが、その後、多様化する市民の街づくり活動を捉え、支援していくために、2021年に条例を改正しました。なお、改正後の「早期周知による街づくり」の規定は、2023年4月1日から適用開始になります。

※特定の土地の使い方や建物の建て方について制限を加えることを目的とした条例ではありません。

前文

第1章 総則	・目的 ・市の責務	・定義 ・市民の責務	・基本理念 ・事業者の責務
--------	--------------	---------------	------------------

第2章 街づくり活動の推進

第1節 街づくりプロジェクト ・街づくりプロジェクトの認定 ・街づくりプロジェクトの申請 ・街づくりプロジェクト認定の通知 ・街づくりプロジェクト認定の取消し	第2節 まちビジョン ・まちビジョン ・まちビジョンの要件 ・まちビジョンの検討 ・まちビジョン案の縦覧等 ・まちビジョンの策定	第3節 街づくり活動に係る支援等 ・街づくり活動に係る支援 ・街づくりアドバイザー
--	--	--

第3章 早期周知による街づくり

第1節 大規模土地取引段階における街づくり ・大規模土地取引の届出 ・土地の利用に関する協力要請等	第2節 開発等構想段階における街づくり ・早期周知による街づくりの対象 ・標識の設置及び届出 ・説明会の開催等 ・関係住民等と事業者との協議 ・市長と事業者との協議 ・助言又は指導 ・法令に定める申請手続の時期
--	---

第4章 街づくり審査会	・街づくり審査会
-------------	----------

第5章 雑則	・適用除外	・勧告	・公表	・委任
--------	-------	-----	-----	-----

基本理念

市民及び事業者は、街づくりに関与する権利とともに責任を持っていま

市のまちづくりの基本理念として、市民、事業者及び市は、自らの権利と責務を前提とし、相互信頼、理解及び協力をもって連携し、三者の創意工夫によって取り組むことを掲げています。

市民・事業者・市の責務

三者の協働の取組みによって街づくりを実現していきま

【市民の責務】 ・主体的な街づくりの推進

・条例に基づいて実施する施策や市民主体の街づくり推進活動に協力

【事業者の責務】 ・地域社会の一員として、市民主体の街づくり推進活動に対し積極的に寄与

・条例に基づいて実施する施策や市民主体の街づくり推進活動に協力

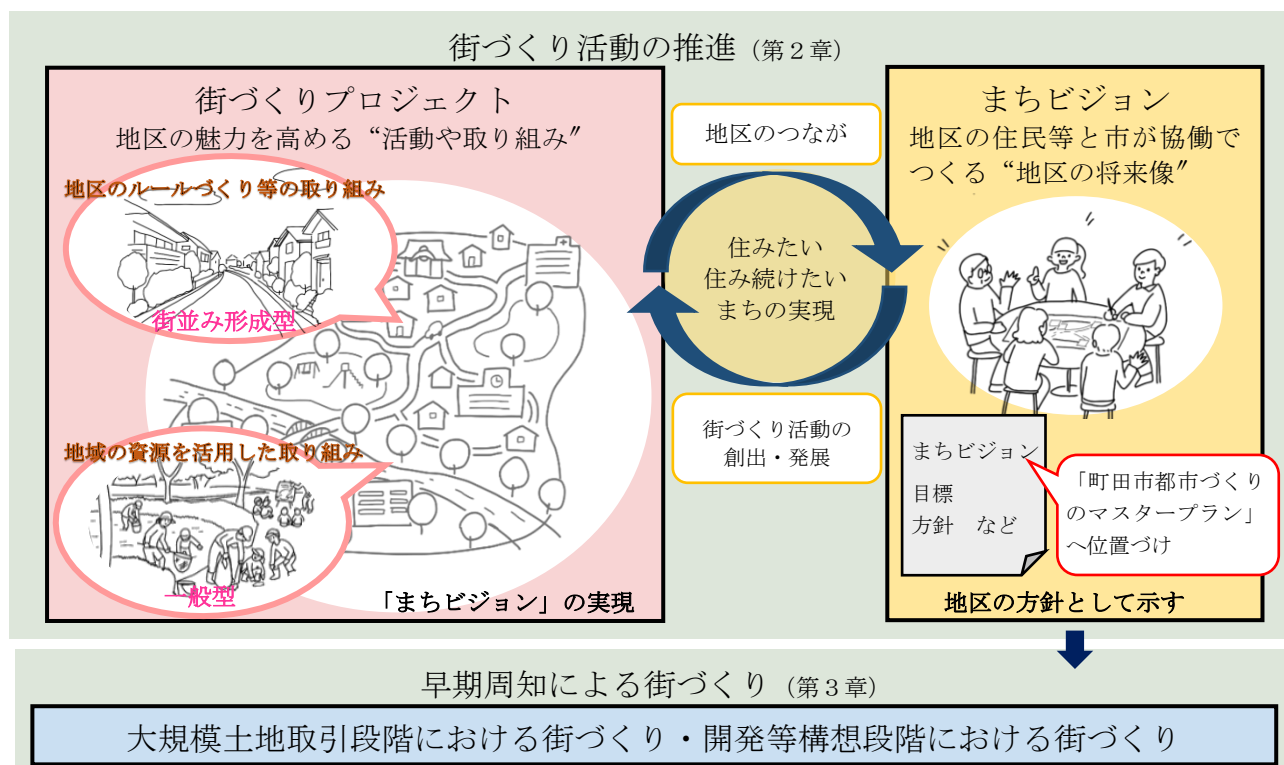
【市の責務】 ・条例にもとづいて実施する街づくりに関し、市民が参加する条件を整備

・街づくりに関する情報の収集、調査・研究、市民への情報提供

・市民及び事業者の意識を高め、理解及び協力を促す

条例が目指す姿

区内で「街づくりプロジェクト」が数多く展開され、区内の活動主体のつながりを深めながら「まちビジョン」を策定し、その成果が新しい街づくりにつながる、といった「まちを良くする好循環」を生み出すことで、「住みたい・住み続けたいまち」を実現していくことを目指しています。



街づくり審査会

街づくりの総合的な推進に必要な事項について、市長の諮問に応じて審査し、その結果を答申します。また、街づくりの推進に関する事項について、公平・中立な立場から市長に意見を述べる第三者機関です。委員は10名以内で、市民や学識経験者等によって構成されています。

町田市住みよい街づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 街づくり活動の推進

第1節 街づくりプロジェクト（第7条）

第2節 まちビジョン（第8条）

第3節 街づくり活動に係る支援等（第9条・第10条）

第3章 早期周知による街づくり

第1節 大規模土地取引段階における街づくり（第11条・第12条）

第2節 開発等構想段階における街づくり（第13条—第19条）

第4章 町田市街づくり審査会（第20条）

第5章 雑則（第21条—第24条）

附則

前文

今日、我が国の社会状況が大きく変化する中で、人々の価値観や生活様式もより多様化している。また、情報通信技術の進化や働き方改革等により、人々の時間の使い方が変わり、身近な地区で過ごす時間が増加したことで、より充実した暮らし方への関心が高まっている。

こうした中で市民の街づくりへの意識は、これまでの街並みの維持・保全にとどまらず、身近にある地域資源を上手に活用し、いかに楽しく豊かに暮らしていくかへと、変化してきている。

また、市においては、1960年代以降の急激な都市化を経て、これまで造りあげてきた都市を、今後は丁寧に維持・更新していくことが求められている。そして、市民による多様な地域活動が顕在化する中で、身近な地区をより良くしようとする街づくりへの意欲を支えていく必要が生じている。

こうした市民の意識や市の役割の変化に的確に対応するとともに、市民、事業者及び市が協働の視点を持ちながら身近な地区の街づくりを進め、地域社会の活性化に寄与し、住みよい街を次の世代へ引き継いでいくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちだ未来づくりビジョン2040（令和3年6月に議会の議決を経て定められた町田市（以下「市」という。）の市政の運営に関する基本構想及び基本計画をいう。以下「未来づくりビジョン」という。）に即し、令和4年3月に策定された都市づくりのマスタープラン（都市計画、交通並びに住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画等を定めた市の都市づくり全般に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）の実現を図るため、市民、事業者及び市それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、街づくりの推進に関する必要な事項を定め、もって地区の特性を活かした個性ある街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街づくり活動 市街地形成のための地域資源を活用した地区の魅力を高める活動をいう。
- (2) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める土地の形質の変更をいう。
- (3) 建築行為 建築物その他の工作物に係る新築、増築、改築、外観の変更を伴うこととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- (4) 事業者 開発行為等及び建築行為（以下これらを「開発等」という。）に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (5) 大規模土地 一体的に利用できる連続した土地であって、その面積の合計が5,000平方メートル以上のものをいう。
- (6) 大規模土地取引 大規模土地に関する所有権、地上権若しくは貸借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定を行う契約をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び事業者は、健康で文化的かつ個性ある地域生活を享受するため、自らに関係する地区の街づくりに関与する権利とともに責務を有する。

2 市内における地区の特性を活かした個性ある街づくりの実現は、市民、事業者及び市の相互信頼、理解及び協力の下、三者の創意工夫による取組によって行う。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に基づいて実施する街づくりに関し、市民が参加する条件を整備し、市民の主体的な街づくりの推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、街づくりに係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、地区の状況、街づくりに係る施策の実施状況その他街づくりに関する情報の収集、調査及び研究を行うとともに、市民に対する積極的な情報提供に努めるものとする。

3 市は、この条例に基づいて実施する街づくりに関し、市民及び事業者の意識を高めるために必要な措置を講じ、理解及び協力を促すよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの創意工夫及び市民相互の協力によって主体的な街づくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市長がこの条例に基づいて実施する施策及び市民主体の街づくり活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、市民主体の街づくり活動に対し、積極的に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、市長がこの条例に基づいて実施する施策及び市民主体の街づくり活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 街づくり活動の推進

第1節 街づくりプロジェクト

第7条 市長は、街づくり活動のうち、次に掲げる要件を満たすものを街づくりプロジェクトとして認定することができる。

- (1) 団体で行う活動であること。
- (2) 実現することができ、かつ、継続的に行うことができる活動であること。
- (3) 活動が公開されたものであること。
- (4) 活動の内容が未来づくりビジョン及び都市づくりのマスタープランに定められた内容に整合していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。

2 街づくりプロジェクトの認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 3 市長は前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、街づくりプロジェクトとして認定するとともに、当該街づくりプロジェクトを行う団体に通知するものとする。
- 4 街づくりプロジェクトを変更しようとする団体は、規則で定めるところにより市長に届け出なくてはならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、街づくりプロジェクトの認定を取り消すことができる。
 - (1) 街づくりプロジェクトを行う団体から認定の取消しを求める旨の申出があったとき。
 - (2) 街づくりプロジェクトの目的が達成され、かつ、活動を終了したとき。
 - (3) 第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、認定を取り消すことが適当であると認められるとき。
- 6 市長は、街づくりプロジェクトの認定を取り消したときは、当該街づくりプロジェクトを行う団体にその旨を通知するものとする。

第2節 まちビジョン

- 第8条 市長は、地区の街づくりに関する目標、方針等であつて、次に掲げる要件を満たすもの（以下「まちビジョン」という。）を策定することができる。
- (1) まちビジョンを策定しようとする区域の住民が主体的に行う街づくりの目標、方針等であること。
 - (2) 地区の魅力を向上させる内容であること。
 - (3) 未来づくりビジョン及び都市づくりのマスタープランに定められた内容に整合していること。
 - (4) まちビジョンを策定しようとする区域が、地形及び土地利用の状況、町内会・自治会等の区域その他の状況を踏まえて明確に定められ、かつ、他のまちビジョンが策定された区域と重ならないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。
- 2 まちビジョンは、名称、位置、区域、目標、方針その他地区の街づくりに関し必要な事項を定めるものとする。
 - 3 まちビジョンの策定を求めようとする区域の住民及び土地又は建物に関する権利を有する者（以下「住民等」という。）は、自らの地区のまちビジョンの内容を検討するための団体（以下「まちビジョン準備会」という。）を組織し、市長に対し、当該地区のまちビジョンを策定するよう求めることができる。

- 4 市長は、前項の規定による求めがあったときは、まちビジョン準備会と協働してまちビジョンの内容を検討するものとする。
- 5 市長及びまちビジョン準備会は、前項の内容について、まちビジョンを策定しようとする区域の住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 6 市長は、まちビジョンを策定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、当該まちビジョンの案（以下「まちビジョン案」という。）を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前項の規定による告示があったときは、縦覧に供されたまちビジョン案の区域の住民等は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、当該まちビジョン案について、市長に意見書を提出することができる。
- 8 市長は、第6項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、縦覧に供されたまちビジョン案について、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。
- 9 市長は、まちビジョンを策定しようとする場合において、第7項の規定により提出された意見書及び前項の規定による措置において提出された意見があるときは、その意見を付して、第20条第1項に規定する街づくり審査会の意見を聴くものとする。
- 10 市長は、第6項の規定により縦覧に供されたまちビジョン案について、当該まちビジョン案の区域の住民等の理解を得ていると認めるときは、当該まちビジョン案を踏まえたまちビジョンを策定するものとする。
- 11 市長は、まちビジョンを策定したときは、その旨を告示するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、まちビジョンは、当該告示があった日からその効力を生ずるものとする。
- 12 第3項から前項まで（まちビジョンの変更に係る事項が軽微なものである場合にあつては、前項）の規定は、まちビジョンの変更又は廃止について準用する。
- 13 まちビジョンが策定された区域の住民は、当該まちビジョンの実現に向けた主体的な街づくりを推進するものとする。
- 14 事業者は、まちビジョンが策定された区域において開発等を行う場合は、当該まちビジョンの内容に配慮するものとする。
- 15 市長は、策定されたまちビジョンに基づく街づくり活動の成果について定期的に評価を行うとともに、その評価を踏まえまちビジョンに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3節 街づくり活動に係る支援等

(街づくり活動に係る支援)

第9条 市長は、街づくり活動を行う者に対し、当該街づくり活動に必要な支援を行うことができる。

2 市長は、街づくりプロジェクトを行う団体及びまちビジョン準備会に対し、次条に規定する街づくりアドバイザーを派遣することができる。

(街づくりアドバイザー)

第10条 市長は、市内における街づくり活動の推進に資するため、街づくりに関する専門知識及び経験を有する者を街づくりアドバイザーとして登録することができる。

2 街づくりアドバイザーの登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が街づくりに関する専門知識及び経験を有することその他規則で定める要件を満たすと認めるときは、街づくりアドバイザー登録者名簿に登載するものとする。

4 市長は、前項の規定により街づくりアドバイザー登録者名簿に登載された者が、規則で定める要件を満たさなくなったときは、その者を街づくりアドバイザー登録者名簿から削除するものとする。

第3章 早期周知による街づくり

第1節 大規模土地取引段階における街づくり

(大規模土地取引の届出)

第11条 大規模土地を所有する者は、当該大規模土地に係る大規模土地取引を行おうとするときは、当該大規模土地取引を締結する日の90日前までに、規則で定めるところにより当該大規模土地の所在、面積その他の必要な事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市計画施設又は土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げる施設に関する事業その他これらに準ずるもののために譲渡する場合

(2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売その他これらに類する行為により土地の所有者が変更となる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要がないと認める場合

(土地の利用に関する協力要請等)

第12条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、当該届出をした者に対しその大規模土地の利用に関する協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた者は、大規模土地取引を行おうとするときは、当該大規模土地取引の相手方に対し、当該要請の内容を伝達しなければならない。

第2節 開発等構想段階における街づくり

(早期周知による街づくりの対象)

第13条 事業者は、次に掲げる開発等(外観の変更を伴うこととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「外観の変更等」という。))を除く。以下この節において同じ。)をしようとするときは、当該開発等の構想について関係住民等に対し早期に周知するため、次条から第17条までに規定する手続を行わなければならない。

(1) 1ヘクタール以上の開発行為等

(2) 延床面積が3,000平方メートル以上の建築行為(外観の変更等を除く。次号において同じ。)

(3) 戸数50戸を超える集合住宅に係る建築行為

(4) 前条第1項の規定による要請の対象となった大規模土地に係る開発等であつて、市長が定めるもの(前3号に掲げるものを除く。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める開発等

2 前項に規定する手続は、規則で定める申請手続を行う前に、かつ、構想の変更が可能なときまでに行わなければならない。ただし、市が行う事業については、この限りでない。

(標識の設置及び届出)

第14条 事業者は、前条第1項各号に掲げる開発等をしようとするときは、当該開発等の概要を示した標識を、規則で定めるところにより設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、市長に対しその旨及び当該開発等の構想について届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第15条 事業者は、前条第2項の規定による届出をしたときは、関係住民等に対し当該届出に係る構想(以下この条から第17条までにおいて「構想」という。)に関する説明会を開催しなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない理由により説明会を開くことができない場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、前項本文の規定による説明会を開催しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより関係住民等に周知しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定により説明会を開くことができない場合は、事業者は、これに代わる方法により、関係住民等に対し構想について説明しなければならない。
- 4 事業者は、第1項に規定する説明会及び前項に規定する説明について、規則で定めるところにより、その経過及び結果を市長に報告しなければならない。
(関係住民等と事業者との協議)

第16条 関係住民等は、構想の実現について必要な意見があるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより協議を申し出ることができる。

- 2 事業者は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした関係住民等に協議しなければならない。
- 3 関係住民等及び事業者は、この条例に定める目的及び基本理念にのっとり、第1項の協議を行わなければならない。
- 4 関係住民等及び事業者は、第1項の協議を、同項に規定する申出があった日の翌日から起算して90日以内に終了させるよう努めるものとする。
- 5 前条第4項の規定は、第1項の協議について準用する。
- 6 市長は、第1項の協議が終了していない場合であっても、第4項に規定する期間を経過し、かつ、当該協議の目的を達成したと認めるときは、当該協議を終了させることができる。
- 7 市長は、第1項の協議が終了した場合であっても、当該協議の目的が達成されていないと認めるときは、事業者に対し、再度関係住民等に協議をするよう要請することができる。

(市長と事業者との協議)

第17条 市長は、第14条第2項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し構想について協議を要請することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による要請があったときは、市長に協議しなければならない。
- 3 市長及び事業者は、第1項の協議を、同項に規定する要請をした日の翌日から起算して90日以内に終了させるよう努めるものとする。
- 4 第15条第4項の規定は、第1項の協議について準用する。

(助言又は指導)

第18条 市長は、第16条第5項において準用する第15条第4項に規定する報告を受けた場合で、未来づくりビジョン、都市づくりのマスタープラン又はまちビジョンに定められた内容に照らし必要があると認めるときは、関係住民等及び事業者に対し、助言又は指導を行うことができる。

(法令に定める申請手続の時期)

第19条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める申請手続を行うことができる。

- (1) 第16条第1項の規定による協議の申出及び第17条第1項の規定による協議の要請のいずれもがなかったとき。
- (2) 第16条第1項の協議及び第17条第1項の協議が終了したとき。

第4章 町田市街づくり審査会

第20条 街づくりの総合的な推進に資するため、町田市街づくり審査会(以下「街づくり審査会」という。)を置く。

2 街づくり審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) まちビジョンに関すること。
- (2) 第18条に規定する助言又は指導に関すること。
- (3) 第22条に規定する勧告に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、街づくりの総合的な推進に関し必要な事項

3 街づくり審査会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
- (2) 街づくりに関する団体の代表 3人以内
- (3) 公募による市民 4人以内

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

7 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、街づくり審査会に臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員の任期は、前項に規定する特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

9 街づくり審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

10 会長は、街づくり審査会を代表し、会務を総理する。

1 1 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

1 2 前各項に定めるもののほか、街づくり審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(適用除外)

第21条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1) 災害のために応急的に行う事業

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(勧告)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、街づくり審査会の意見を聴いた上で、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(1) 第11条の規定による大規模土地取引の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 不正な手段により、第14条第1項に規定する標識を設置し、又は同条第2項に規定する届出を行った事業者又はその代理人

(3) 第15条第1項に規定する説明会又は同条第3項に規定する説明を実施しなかった事業者

(4) この条例に定める目的及び基本理念にのっとり、第16条第1項に規定する協議を行っていない関係住民等又は事業者

(5) 第16条第2項又は第17条第2項の規定に違反して協議を行わない事業者

(6) 第18条の規定による指導に従わない関係住民等又は事業者

(7) 第16条第1項の協議及び第17条第1項の協議が終了する前に第19条に規定する申請手続をした事業者

(公表)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当事者又は関係人に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3章、第22条、第23条並びに附則第6項及び第7項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の町田市住みよい街づくり条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により策定された地区街づくりプラン（以下「地区街づくりプラン」という。）は、この条例による改正後の町田市住みよい街づくり条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により策定されたまちビジョンとみなす。
- 3 前項の規定によりまちビジョンとみなされた地区街づくりプランの変更又は廃止については、新条例第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旧条例第12条の規定により指定した街づくり推進地区内において行う旧条例第3条第3号に掲げる建築行為等については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「令和5年施行日」という。）の前日までに行う旧条例第24条に規定する開発等（令和5年施行日前に旧条例第25条第2項の規定による標識を設置した開発等であって、令和5年施行日以後に行うものを含む。）については、なお従前の例による。
- 6 新条例第11条及び第12条の規定は、令和5年施行日から起算して90日を経過した日以後に締結する大規模土地取引について適用する。
- 7 新条例第3章第2節の規定は、令和5年施行日以後に新条例第14条第1項に規定する標識を設置する開発等（外観の変更等を除く。）について適用する。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第33条第2項に規定する街づくりアドバイザー登録者名簿（以下「旧登録者名簿」という。）に登載されている者は、施行日に新条例第10条第3項に規定する街づくりアドバイザー登録者名簿に登載されたものとみなす。この場合において、当該登載されたものとみなされる者に係る登載有効期間は、施行日におけるその者に係る旧登録者名簿の登載有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第35条第1項の町田市街づくり審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に新条例第20条第4項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

町田市住みよい街づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市住みよい街づくり条例（令和3年12月町田市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地の形質の変更)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に掲げる宅地造成
- (2) 町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成26年3月町田市条例第14号）第2条第1号に規定する土砂等による埋立て等
- (3) 町田市市街化調整区域の適正な土地利用の調整に関する条例（平成21年6月町田市条例第24号）第2条第2号に掲げる特定土地利用行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、周辺の地域の生活環境に与える影響が著しいと市長が認める行為

(街づくりプロジェクトの要件等)

第3条 条例第7条第1項に規定する街づくりプロジェクトは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 街並み形成型街づくりプロジェクト 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他街づくりに関する法令等に基づく制度を活用し、地区の建築及び土地利用に関する事項を定め、これを運用することにより、良好な街並み形成を図る街づくりプロジェクトをいう。
 - (2) 一般型街づくりプロジェクト 前号に掲げる街づくりプロジェクト以外の街づくりプロジェクトをいう。
- 2 条例第7条第1項第1号の団体は、構成員が5人以上であることとする。
- 3 条例第7条第1項第5号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 専ら営利を目的とする活動でないこと。
 - (2) 政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とする活動でないこと。
 - (3) 専ら募金活動、署名活動その他これらに類する行為を行う活動でないこと。

- (4) 特定の個人又は団体の利益の増進又は権利の制限を目的とする活動でないこと。
- (5) 特定の事業又は計画を変更し、中止し、又は遅延させることを目的とする活動でないこと。
- (6) 公序良俗に反する活動でないこと。
- (7) 街づくりプロジェクトの内容及び区域のいずれもが他の街づくりプロジェクトと競合していないこと。
- (8) 街並み形成型街づくりプロジェクトにあつては、まちビジョンが策定された区域内で行う活動であり、かつ、当該活動を行う団体の構成員がその活動区域の住民等であること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

(街づくりプロジェクトの認定申請)

第4条 条例第7条第2項の規定による申請は、街づくりプロジェクト認定申請書(第1号様式)による。

(街づくりプロジェクトの認定)

第5条 条例第7条第3項の規定による通知は、街づくりプロジェクト認定通知書(第2号様式)による。

(街づくりプロジェクトの認定有効期間)

第6条 条例第7条第3項に規定する認定の有効期間は、当該認定を受けた日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号に規定する制度等に有効期間が定められている場合における街並み形成型街づくりプロジェクトについては、その期間を認定の有効期間とする。この場合において、当該有効期間の終期は、当該認定を受けた日から10年が経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。

(活動計画及び活動報告)

第7条 街づくりプロジェクトを行う団体は、毎年3月末日までに、街づくりプロジェクト活動報告書(第3号様式)及び街づくりプロジェクト次年度活動計画書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(街づくりプロジェクトの変更)

第8条 街づくりプロジェクトを行う団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、街づくりプロジェクト変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なくてはならない。

- (1) 街づくりプロジェクトの名称
- (2) 街づくりプロジェクトの活動区域

(3) 街づくりプロジェクトを行う団体の代表者又はその事務を担当する者の氏名又は連絡先

(街づくりプロジェクトの認定の取消しの申出)

第9条 条例第7条第5項第1号に規定する認定の取消しの申出は、街づくりプロジェクト認定取消申出書（第6号様式）による。

(街づくりプロジェクトの認定の取消し)

第10条 条例第7条第5項第4号の認定を取り消すことが適当であると認められるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 街づくりプロジェクトを行う団体が第7条に規定する期日までに同条に規定する書類を提出しないとき。

(2) 他の街づくりプロジェクトと併合することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 条例第7条第6項の規定による認定の取消しの通知は、街づくりプロジェクト認定取消通知書（第7号様式）による。

(まちビジョンの要件)

第11条 条例第8条第1項第5号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定の個人又は団体の利益の増進又は権利の制限を目的とするものでないこと。

(2) 特定の事業又は計画を変更し、中止し、又は遅延させることを目的とするものでないこと。

(3) 地区の街づくりに関する目標、方針等がまちビジョンを策定しようとする区域の状況と著しくかい離していないこと。

(4) 地区の街づくりに関する目標、方針等を実現させるための具体的な取組が定められていること。

(5) 条例第8条第15項に規定する評価を行う時期が定められていること。

(まちビジョンの策定の要請)

第12条 条例第8条第3項の規定により、まちビジョンの策定を求めようとするまちビジョン準備会は、まちビジョン策定要請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

(まちビジョン案の告示)

第13条 市長は、まちビジョンを策定しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) まちビジョン案の名称、位置、区域及び内容

- (2) まちビジョン案の縦覧場所
- (3) 条例第8条第7項に規定する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限

2 前項に規定する告示は、町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）の例により行うものとする。

（まちビジョン案に対する意見書）

第14条 意見書の提出は、まちビジョン案に対する意見書（第9号様式）による。

（まちビジョンの策定の告示）

第15条 市長は、まちビジョンを策定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) まちビジョンの名称、位置、区域及び内容
- (2) まちビジョンの縦覧場所

2 第13条第2項の規定は、まちビジョンの策定の告示について準用する。

（都市づくりのマスタープランへの反映）

第16条 市長は、まちビジョンを策定したときは、その内容を条例第1条に規定する都市づくりのマスタープランに反映させるものとする。変更し、又は廃止したときもまた同様とする。

（まちビジョンの変更又は廃止の申請）

第17条 まちビジョンの変更又は廃止をしようとするまちビジョン準備会は、まちビジョン変更・廃止協議申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（まちビジョンの変更又は廃止）

第18条 市長は、地形、土地利用の状況その他の地区の状況の変化により、まちビジョンの目標及び方針を達成することが著しく困難と認めるときは、当該まちビジョンを変更し、又は廃止することができる。

（街づくりアドバイザーの派遣）

第19条 街づくりプロジェクトを行う団体及びまちビジョン準備会は、条例第9条第2項の規定による街づくりアドバイザーの派遣を受けようとするときは、街づくりアドバイザー派遣申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、街づくりアドバイザーを派遣すると決定したときは街づくりアドバイザー派遣決定通知書（第12号様式）により、派遣しないと決定したときは街づくりアドバイザーの派遣申請の結果について（第13号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（街づくりアドバイザーの登録等）

第20条 条例第10条第2項の街づくりアドバイザーの登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 個人 街づくりアドバイザー登録申請書（個人用）（第14号様式）、履歴書及び都市計画、建築その他の街づくりに関する資格、実務経験又は実績を証する書類

(2) 法人 街づくりアドバイザー登録申請書（法人用）（第15号様式）、街づくりアドバイザーとして携わる者に係る履歴書及び都市計画、建築その他の街づくりに関する資格、実務経験又は実績を証する書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、街づくりアドバイザー登録者名簿に登載すると決定したときは街づくりアドバイザー登録決定通知書（第16号様式）により、登載しないと決定したときは街づくりアドバイザーの登録申請の結果について（第17号様式）により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、前項の規定により登載すると決定した者を街づくりアドバイザー登録者名簿に登載し、その旨を公表するものとする。

4 街づくりアドバイザーは、街づくりアドバイザー登録者名簿に登載された事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 街づくりアドバイザーは、その登録の取消しを求めるときは、街づくりアドバイザー登録取消申出書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項に規定する申出があったとき、又は街づくりアドバイザーが次条に規定する要件を満たさなくなったときは、当該街づくりアドバイザーを街づくりアドバイザー登録者名簿から削除し、街づくりアドバイザー登録取消通知書（第19号様式）により、その者に通知しなければならない。

（街づくりアドバイザー登録要件）

第21条 条例第10条第3項及び第4項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請した内容に虚偽又は不正の事実がないこと。

- (2) 心身の故障がないこと。
- (3) 条例第23条の規定による公表をされたことがないこと。
- (4) 個人にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 都市計画、建築その他の街づくりに関する事業について10年以上の実務経験を有する者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第97条に規定する大学院又は同法第115条に規定する高等専門学校において、都市計画、建築その他の街づくりに関する教育研究を行っている常勤又は非常勤の教員又は専任講師であつて、街づくりに関する事業について実務経験を有するもの

ウ ア又はイに掲げる者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者

- (5) 法人にあつては、街づくりアドバイザーとして携わる者(前号アからウまでのいずれかに該当する者に限る。)が2人以上在籍していること。

(街づくりアドバイザー登録者名簿の有効期間)

第22条 街づくりアドバイザー登録者名簿の有効期間は、街づくりアドバイザーが当該名簿に登録された日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

- 2 市長は、前項に規定する期日までに街づくりアドバイザーから登録の取消しの申出がないときは、当該街づくりアドバイザーに係る同項に規定する有効期間を延長することができる。

(大規模土地取引の届出)

第23条 条例第11条の規定による届出は、大規模土地取引届出書(第20号様式)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 平面図その他これに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(土地の利用に関する協力要請等)

第24条 市長は、前条に規定する届出があつた場合において、条例第12条第1項の規定による協力を要請しようとするときは、あらかじめ協力要請事項等通知書(第21号様式)により、当該届出をした者に通知するものとする。

- 2 条例第12条第2項の規定により、前項の協力要請事項等通知書の内容を伝達された者は、条例第13条第1項に規定する開発等(以下「開発等」という。)をしようとするときは、当該内容に配慮するものとする。ただし、市長が不要と認める場合は、この限りでない。

(関係住民等)

第25条 条例第13条第1項の関係住民等は、次に掲げる者とする。

- (1) 開発等に係る敷地境界線から、当該開発等に係る建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者（以下「土地所有者等」という。）
- (2) 開発等に係る敷地境界線から50メートルの水平距離の範囲内の土地所有者等
- (3) 開発等の構想の対象となる区域の全部又は一部をその区域とする町内会、自治会等であって、市長が認めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する者

2 前項第1号の建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。以下同じ。）からの高さ（地盤面が2以上ある場合にあっては、それぞれの地盤面からの高さのうち最高の高さ）とする。

(申請手続)

第26条 条例第13条第2項及び条例第19条の規則で定める申請手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知
- (2) 都市計画法第32条の規定による協議
- (3) 宅地造成等規制法第8条の規定による許可
- (4) 町田市市街化調整区域の適正な土地利用の調整に関する条例第13条の規定による事前相談
- (5) 町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第6条の規定による事前相談

(標識設置)

第27条 条例第14条第1項の規定による標識は、開発等の構想のお知らせ（第22号様式）による。

2 前項に規定する標識は、開発等を行う敷地の周囲の見やすい位置で、かつ、主要な道路に接する部分（開発等の敷地が2以上の道路に接する場合にあっては、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。

3 条例第14条第2項の規定による届出は、開発等構想標識設置届出書（第23号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 案内図

- (2) 標識の設置位置図
- (3) 標識の設置の状況が分かる写真
- (4) 開発等の構想の対象となる区域の町内会、自治会等の区域図
- (5) 開発等構想事業計画等
- (6) 土地利用計画図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(説明会の開催等)

第28条 事業者は、条例第14条第2項に規定する届出をした日の翌日から起算して30日以内に、条例第15条第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 条例第15条第2項の規定による周知をしようとする事業者は、当該周知をする日の7日前までに説明会開催届出書（第24号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 配布を予定している資料
- (2) 第25条に規定する関係住民等がいる範囲を示した図書
- (3) 前号に規定する範囲内の土地所有者等がわかる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 条例第15条第2項の規定による周知は、説明会を開催する日の14日前までにしなければならない。ただし、当該期日までに関係住民等に周知できないことにつき正当な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

4 事業者は、条例第15条第1項に規定する説明会及び同条第3項に規定する説明（以下「説明会等」という。）を行うときは、次に掲げる事項について説明しなければならない。

- (1) 開発等の構想の概要
- (2) 条例第16条第2項に規定する協議に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

5 条例第15条第4項の規定による報告は、説明会開催経過（結果）報告書（第25号様式）に次に掲げる図書を添えて速やかに行わなければならない。

- (1) 配布した資料
- (2) 説明会等の参加者の名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(関係住民等と事業者との協議)

第29条 関係住民等は、条例第16条第1項の規定による申出をしようとするときは、原則として次に掲げる要件を満たす団体を組織し、事業者に申し出なくてはならない。

- (1) 代表者を定めていること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める要件を満たすこと。
- 2 条例第16条第1項の規定による申出は、説明会が開催された日（2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）の翌日から起算して20日以内に、街づくり協議申出書（第26号様式）を、市長を経由して事業者に提出して行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定する申出書の提出があったときは、街づくり協議要請通知書（第27号様式）により、速やかに事業者に通知するものとする。
- 4 条例第16条第4項の規定による申出があった日は、前項に規定する通知があった日とする。
- 5 条例第16条第5項において準用する条例第15条第4項の規定による報告は、街づくり協議経過（結果）報告書（第28号様式）に次に掲げる図書を添えて速やかに行わなければならない。
- (1) 配布した資料
 - (2) 議事録
（市長と事業者との協議）
- 第30条 市長は、条例第17条第1項の規定による協議の要請をしようとするときは、条例第14条第2項の規定による届出があった日の翌日から起算して30日以内に、事前協議要請通知書（第29号様式）により事業者に通知するものとする。
- 2 条例第17条第4項において準用する条例第15条第4項の規定による報告は、事前協議経過（結果）報告書（第30号様式）に次に掲げる図書を添えて速やかに行わなければならない。
- (1) 協議に用いた資料
 - (2) 議事録
（指導）
- 第31条 条例第18条の規定による指導は、指導書（第31号様式）による。
（協議回答書）
- 第32条 市長は、事業者が条例第19条第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったときは、協議回答書（第32号様式）により事業者に通知するものとする。
- 2 事業者は、開発等をしようとするときは、前項の協議回答書の内容に配慮するものとする。
（適用除外）
- 第33条 条例第21条第2号の規則で定める事業とは、次に掲げるとおりと

する。

(1) 条例第3条に規定する基本理念に基づき協働で行うことが他の法令等で規定されている事業

(2) 通常管理行為又は軽易な行為
(勧告)

第34条 条例第22条の規定による勧告は、勧告書(第33号様式)による。
(公表)

第35条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、団体にあっては名称、代表者の氏名及び主たる活動の所在地)

(2) 勧告に係る開発等の概要

(3) 勧告の内容

2 前項に規定する公表は、掲示その他の方法により行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する公表をしようとするときは、公表通知書(第34号様式)により、あらかじめ当該公表をしようとする者に通知するものとする。

(補則)

第36条 この規則に定めるもののほか、住みよい街づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第23条から第35条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

6. 「早期周知による街づくり」の手續様式一覧

町田市住みよい街づくり条例に基づく様式のうち、第20号様式から第21号様式までが「大規模土地取引段階における街づくり」、第22号様式から第30号様式及び第32号様式までが「開発等構想段階における街づくり」の手續に係る様式です。

この手引きではその他の様式は割愛します。ご了承ください。

大規模土地取引届出書（第20号様式）	47
協力要請事項等通知書（第21号様式）	48
開発等の構想のお知らせ（第22号様式）	49
開発等構想標識設置届出書（第23号様式）	50
説明会開催届出書（第24号様式）	51
説明会開催経過（結果）報告書（第25号様式）	52
街づくり協議申出書（第26号様式）	54
街づくり協議要請通知書（第27号様式）	55
街づくり協議経過（結果）報告書（第28号様式）	56
事前協議要請通知書（第29号様式）	58
事前協議経過（結果）報告書（第30号様式）	59
指導書（第31号様式）	61
協議回答書（第32号様式）	62
勧告書（第33号様式）	63
公表通知書（第34号様式）	64

町田市長 ○○ ○○ 様

大規模土地の所有者等

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

大規模土地取引届出書

町田市住みよい街づくり条例第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

大規模土地の所在地	地目	地積 (㎡)
添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 平面図その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> その他	
備 考		

第 2 1 号様式 (第 2 4 条関係)

町都土 第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

町田市長 〇〇 〇〇

協力要請事項等通知書

年 月 日付けで届出のあった大規模土地について、町田市住みよい街づくり条例施行規則第 2 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

大規模土地の所在地	地目	地積 (㎡)
協力要請事項等		

町田市長 ○○ ○○ 様

事業者

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

開発等構想標識設置届出書

町田市住みよい街づくり条例第14条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発等の構想の概要	名 称		
	位 置	町田市	
	区域の面積	約 m ²	
	建築行為	建物用途	
		工事種別	<input type="checkbox"/> 新 築 <input type="checkbox"/> 増 築 <input type="checkbox"/> 改 築
		階 数	地 上 階 地 下 階
		高 さ	<input type="checkbox"/> 10 m 未 満 <input type="checkbox"/> 10 m 以 上 31 m 未 満 <input type="checkbox"/> 31 m 以 上
開 発 行 為	開発行為の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築（ ）	
		<input type="checkbox"/> 特定工作物（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
都市計画法に定められた用途地域等		<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域（ <input type="checkbox"/> 無指定 <input type="checkbox"/> 用途地域有）	
条例に基づく計画			
添付図書		<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 標識の設置位置図 <input type="checkbox"/> 標識の設置の状況がわかる写真（遠景及び近景） <input type="checkbox"/> 開発等の構想の対象となる区域の町内会、自治会等の区域図 <input type="checkbox"/> 開発等構想事業計画等 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

町田市長 ○○ ○○ 様

事業者

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

説明会開催届出書

町田市住みよい街づくり条例施行規則第28条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発等の構想	名 称	
	位 置	町田市
説明会開催の概要	開催予定日時	
	開催予定場所	
	配布予定方法	<input type="checkbox"/> 全戸配布 <input type="checkbox"/> 代表者に依頼 <input type="checkbox"/> 町内会、自治会等に依頼 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		配布にあたっての留意事項
	通知配布予定数	

備考

- 1 配布した書類及び関係住民等の範囲が分かる資料を添付してください。
- 2 説明会が複数日予定している場合は、全て記載してください。

第25号様式（第28条関係）

（表面）

年 月 日

町田市長 ○○ ○○様

事業者

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

説明会開催経過（結果）報告書

町田市住みよい街づくり条例第15条第4項の規定により、説明会について下記のとおり報告します。

記

開発等の構想	名 称		
	位 置	町田市	
説明会開催の概要	開 催 日 時		
	開 催 場 所		
	出 席 者 数	主催者側 人	関係住民等 人
	説明会の内容		

備考 説明会の要旨を記録した書類又は配布した書類が別にあるときは、当該書類を添付してください。

(裏面)

関係住民等からの質問等	事業者からの回答等

年 月 日

〇〇 〇〇 様

代表者
住 所
氏 名
電話番号

街づくり協議申出書

町田市住みよい街づくり条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発等の構想	名 称	
	位 置	
事 業 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
申し出の要旨		

下記の連絡先が協議の相手方（事業者）に通知されることについて了承して、協議を申し出ます。

関係住民等の氏名		住 所	電話番号
代 表 者			
副代表者			

備考 申し出の要旨及び関係住民等が欄内に書ききれない場合は、別紙に記載し、添付してください。

町都土住第 号の3
年 月 日

〇〇 〇〇 様

町田市長 〇〇 〇〇

街づくり協議要請通知書

年 月 日付けで下記のとおり協議の申出がありましたので、町田市住み
よい街づくり条例施行規則第29条第3項の規定により通知します。

記

開発等の構想	名 称	
	位 置	
事 業 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
協議要請の内容		

協議申出者の代表者及び副代表者一覧

関係住民等の氏名		住 所	電話番号
代 表 者			
副代表者			

備考 関係住民等の個人情報の取り扱いには十分に注意してください。

（表面）

年 月 日

町田市長 ○○ ○○ 様

事業者

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

街づくり協議経過（結果）報告書

町田市住みよい街づくり条例施行規則第29条第5項の規定により、協議の経過（結果）について下記のとおり報告します。

記

開発等の構想	名 称	
	位 置	町田市
協議の概要	協議日時	
	協議場所	
	事業者出席者	
	関係住民等出席者	
	議事確認者	年 月 日 関係住民等代表者氏名
	協議終了日	

備考 協議の要旨を記録した書類又は配布した書類が別にあるときは、当該書類を添付してください。

(裏面)

関係住民等からの要望等	事業者からの回答等

町 第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

町田市長 〇〇 〇〇

事前協議要請通知書

年 月 日付で届出のあった開発等の構想について、町田市住みよい街づくり条例第17条第1項の規定により下記のとおり協議を要請します。

記

開発等構想	名 称	
	位 置	
事 業 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
協議要請部署	担 当	
	電 話 番 号	
	協議要請概要	

第30号様式（第30条関係）

（表面）

年 月 日

町田市長 ○○ ○○ 様

事業者

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

事前協議経過（結果）報告書

町田市住みよい街づくり条例施行規則第30条第2項の規定により、事前協議について下記のとおり報告します。

記

開発等の構想	名 称	
	位 置	町田市
協議の概要	協 議 日 時	
	事 業 者 出 席 者	
	町 田 市 出 席 者	
	協 議 終 了 日	年 月 日

備考 協議の要旨を記録した書類又は配布した書類が別にあるときは、当該書類を添付してください。

(裏面)

町田市からの協議内容等	事業者からの回答等

第31号様式（第31条関係）

町都土 第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

町田市長 〇〇 〇〇 印

指 導 書

町田市住みよい街づくり条例第18条第2項の規定により、下記のとおり指導します。

記

- 1 名 称
- 2 指導の内容

町都土 第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

町田市長 〇〇 〇〇

協議回答書

町田市住みよい街づくり条例施行規則第32条の規定により、下記のとおり通知します。

記

開発等の構想	名 称	
	位 置	
事 業 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
内 容	合意事項	
	配慮事項	
	そ の 他	

第33号様式（第34条関係）

町都土 第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

町田市長 〇〇 〇〇 印

勸告書

町田市住みよい街づくり条例第22条第2項の規定により、下記のとおり勸告します。

記

内容

第34号様式（第35条関係）

町都土 第 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

町田市長 〇〇 〇〇 印

公表通知書

町田市住みよい街づくり条例第23条の規定により、下記のとおり公表します。

記

公表内容	
氏名及び住所	
勧告の内容	
勧告に従わない事実	
その他	

【お問い合わせ先】

町田市住みよい街づくり条例

- 「早期周知による街づくり」・・・都市づくり部土地利用調整課
- ・大規模土地取引の届出について

TEL 042-724-4252

- ・開発構想段階における街づくりについて

TEL 042-724-4256

町田市住みよい街づくり条例

「街づくり活動の推進」

など町田市住みよい街づくり条例全般について

- ・・・都市づくり部地区街づくり課

TEL 042-724-4267

『町田市住みよい街づくり条例』

『早期周知による街づくり』の手引き

発 行 者 町 田 市

住 所 〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

電 話 042-722-3111 (代表)

発 行 日 2023年6月発行

初 版 2004年4月

第2版 2010年6月

第3版 2012年7月

第4版 2014年4月

第5版 2022年7月

第6版 2023年6月